

令和4年3月14日

小金井市国土強靱化地域計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和4年1月17日から同年2月16日まで

意見提出数：7人・15件

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	<p>女性子供障がい者外国人に配慮とあるが、具体的な対策内容が見当たらなかった。災害時には女性や子供への性犯罪が起りやすくなるので、各避難所に自警団を作るなど、それを防止するための具体的対策が必要だと思う。特に女兒の親は災害時の持ち出しの衣服を男の子の物をあえて用意する人が多い。それだけ性犯罪を懸念しているという事。</p>	<p>女性、子ども、障がい者及び外国人に配慮に関する具体的施策については、40頁「外国人住民への防災知識の普及」70頁「様々な避難者のニーズに対応した物資の確保」や72頁「語学ボランティア確保」などで対応しております。</p> <p>災害時に女性や子どもへの性犯罪が起りやすくなることへの御指摘につきましては、72頁施策「男女共同参画の推進」における「避難所における安全性の確保等」にて包括しており、詳細については避難所運営マニュアルに定めております。</p>
2	<p>災害時にホームレスが避難所に入れない事があったので、ホームレスをどうするのかをきちんと決めておくべきだと思う。ホームレスに対しても人権を無視した対応を取ってはならない。避難所では赤ちゃんや子供の泣き声ですら親は気を遣う。障害者で、避難場所で騒いでしまったり、動き回ってしまったりする人が居ると、理解のない大人達から迫害されかねないので、ここはそういう人達が優先的に入るというように、あらかじめそういった人たちの人数等把握して、何ヶ所か決めておく必要があると思う。女性や子供だけになってしまう家庭があった場合にも、専用の施設を割り当てた方が安心だと思う。</p>	<p>避難所運営の具体的内容につきましては、本計画策定を踏まえ、関係課と連携し、各種マニュアルの中で対応させていただきたいと思えます。また、マニュアルの周知徹底や訓練等を通じ、着実に実行できる体制を整えてまいりたいと考えます。</p>

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
3	<p>ただの段ボールとかではなく、海外のように、避難所でのプライバシーがきちんと守られるようなパーティションやテントなどの資材を用意してほしい。</p>	<p>避難所の資機材につきましては、69頁施策「避難所の防災機能向上」において「効率的・効果的な防災資機材の備蓄を図る。」としており、引続き備蓄計画に基づき防災機能向上に努めてまいります。</p>
4	<p>「避難道路の整備（地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課）」に、「〇市全体に張り巡らされた都市計画道路の整備を推進し、避難場所への避難道路として活用を図る。」とあります。</p> <p>「市全体に張り巡らされた都市計画道路」の現在の整備率は47.7%と小金井市は発表していますが、残り50%以上すべてを整備しようとしているのでしょうか。そうであれば、これは、あまりにも非現実的ではないでしょうか。</p> <p>都市計画道路は市内の住宅地域や商店街を分断・破壊し、地域のコミュニティを壊してしまいます。これは震災時の助け合いをできなくするもので、防災とは逆効果ではないでしょうか。この文章は削除すべきと思います。</p>	<p>都市計画道路につきましては、東京都と特別区及び26市2町が連携しておおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、この計画に基づき事業の推進に努めております。都市計画道路が整備されることによって、避難所へのアクセス向上や緊急輸送道路の拡充など、防災性の向上が図られるため、今後も必要な都市計画道路は計画的に整備を推進することが必要だと考えています。</p>
5	<p>大規模震災が起きた時は、幹線道路は自動車走行が不可能になってしまうことはこれまでの東日本大震災や兵庫淡路大震災でも示されたことです。都内が震源地になったときには、幹線道路以外も自動車は通行不能となることは十分予想されることです。</p> <p>地域ごとの小単位での救護・救援活動、消化活動が求められます。地域ごとの防災訓練の充実、行政の援助、手押し消防ポンプの配置などの計画を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>地域ごとの防災訓練の充実及び行政の支援につきましては、35頁施策「合同防災訓練の実施」に記載しており、また市総合防災訓練を始め、避難所運営協議会の運営支援等、自主防災組織の活性化を図ってまいります。</p> <p>手押し消防ポンプにつきましては、37頁施策「消防団の活動耐性の充実」の中で包括しており、自主防災組織及び消防団において可搬ポンプを配備しています。</p>

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
6	<p>図表. 延焼遮断帯 赤線の東大通りが南につながっています。これは3・4・11号線ですが、特にはけから東八道路にかけては、構造からして遮断帯の役割は成すものではない。むしろ障害です。よって、3・4・11号線の計画は廃案すべきです。</p>	<p>延焼遮断帯は、防災都市づくり推進計画（平成28年3月）において木造住宅密集地域が連なる地域を中心とした23区及び多摩地域の7市を対象に設定されました。小金井市でも骨格防災軸、主要延焼遮断、一般延焼遮断帯として延焼遮断帯が位置付けられています。</p> <p>延焼遮断帯の形成は、災害に強い都市構造を実現する上で重要であり、特にその軸となる都市計画道路は、延焼遮断機能に加え、緊急車両の通行路や安全な避難路の確保など、重要な役割を担っていると考えています。</p>
7	<p>No35「消防団の活動体制の充実」については、大規模自然災害等において最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策として、特に重要な施策一つと考えます。ついては国の新たな支援事業の活用（①、②）や、消防団の加入促進広報の実施（③）について追記をご検討ください。</p> <p>①準中型免許取得に係るモデル事業 ②消防団の力向上モデル事業 ③オンライン加入フォームを整備、SNS や YouTube 等若年層が利用する媒体を活用した広報</p>	<p>準中型免許取得に係るモデル事業につきましては、今後機会を捉えて、消防団と協議をしてみたいと考えます。</p> <p>消防団の力向上モデル事業につきましては、132頁事業「消防団の充実・強化」において、「消防団装備の基準に基づき、消防団装備品について整備を行う。」としており、国の補助事業等を活用して消防団の活動体制を充実・強化してみたいと考えます。</p> <p>オンライン加入フォームを整備、SNS や YouTube 等若年層が利用する媒体を活用した広報につきましては、37頁施策「消防団の活動体制の充実」において「消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。」としており、消防団員の確保により一層力を入れていきたいと考えております。</p>

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
8	<p>「市全体に張り巡らされた都市計画道路の整備を推進し、避難場所への避難道路として活用を図る。」と記載されているが、大規模災害発生時には先ず一時避難所に行くことになり通常は徒歩である。</p> <p>車で移動する事は極めて一部であり避難道路のために新規道路整備の必要性は全く考えられません。</p> <p>本強靱化計画になかには耐震化・公共施設等の拠点・電柱地下化等相当の資金が必要となる項目が多くありますが費用対効果の点からも新規道路は当面行わない方針とするべきです。</p>	<p>市内には幅員4m未満の狭あい道路が多く、災害時、住民が避難所まで迅速かつ安全に避難するために、車道と歩道が分離している整備された道路など、避難路の確保が求められます。また、本計画においては、自然災害などに備え、強くてしなやかなまちづくりを目指しており、災害に強いまちづくりには、沿道建築物の耐震化や道路の無電柱化などの基盤整備も必要不可欠であると考えています。</p>
9	<p>『小金井市国土強靱化地域計画(案)』は、計画の性質、根拠法、検討アプローチ、主な対象フェーズ等において『小金井市地域防災計画』と異なる旨の記載があるが、重なる部分も多く、課題・対応などに関し両計画の棲み分けが理解しにくい内容になっています。また内容的に類似している部分の記載が相互に整合性が取れているかどうか再確認の必要性があるよう思われます。</p>	<p>国土強靱化地域計画と小金井市地域防災計画の内容につきましては、3頁に関係図を示しているところです。令和4年度に改定予定の地域防災計画において、国土強靱化地域計画の内容と整合を図ってまいります。</p>
10	<p>1/15付け市報(#1499)で本件を承知し、翌日に市のホームページで計画(案)をダウンロードして作業を進めることにしましたが、その後に計画(案)のページの追加及び差し替えが行われました。作業を行う立場に立てば、計画(案)が未完であれば事前にその旨注記されるべきと思います。</p>	<p>市公式ツイッターへの掲載に併せてRSS(WEBSITEの新着・更新情報を簡潔に配信する仕組み)の再発行をするために、HPの更新を実施しましたが、HPの資料追加及び差し替えは行っておりません。</p>
11	<p>少なからず存在する『再掲』箇所についてどのような対応をお考えでしょうか。</p>	<p>25頁に記載のとおり、リスクシナリオに対する脆弱性評価・推進方針において同じものが想定される場合は、再掲という表現にしています。</p>

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
12	<p>9ページ 図表市内の緊急輸送道路” 図表の一次路線～三次路線と地域防災計画（第2部3-1）に記載の緊急ネットワーク（第一次～第三次）と同じ内容の事柄を意図していると考えますが、表現が異なる為揃える必要があると考えます。また異なる内容を意図しているとするれば何が異なるのか明示する必要があります。 *本計画図表：一次路線（五日市街道、新小金井街道、東八道路）、二次路線（国分寺街道、連雀通り東部他）、三次路線（小金井街道、連雀通り西部） *地域防災計画：第一次（新小金井街道、五日市街道、東八道路） 第二次（小金井街道、連雀通り） 第三次（連雀通り）</p> <p>9ページ 図表 ” 市内の緊急輸送道路” ” 東京都緊急道路ネットワーク計画図” を引用しているが、本計画は小金井市の計画図である為、小金井市固有のネットワーク（北大通り他）を包含した計画図/データを使用するのが妥当と考えます。</p>	<p>9頁図表「市内の緊急輸送道路」につきましては、御指摘いただいたとおり、小金井市内の都緊急輸送道路及び市緊急輸送道路が掲載された図に変更します。</p>
13	<p>47 ページ 急傾斜地崩壊箇所の安全化/がけ・よう壁安全対策記憶に新しい熱海市の土砂崩れ災害は人災と言えるが、小金井市内の国分寺崖線（はげ）は緑地保全地区に指定され、且つ都市計道路建設に関し異を唱える方々の発言（自然環境破壊や生態系破壊等）に埋没しがちなこれら地域の安全対策について、危険個所の特定、危険度の定量的把握、及び災害発生リスクの軽減等の対策について行政として行うべきは確りと取り組んでいく必要があると思います。言わずもがなですが、自然保護より人命が優先します。</p>	<p>急傾斜地崩壊対策につきましては、土地の所有者等関係住民の御理解と御協力を得て、都に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定を要請し、急傾斜地の安全化の促進を図ってまいりたいと考えます。また、危険個所については、ハザードマップ等で市民への周知に努めてまいります。</p> <p>がけ・よう壁安全対策につきましては、宅地造成等規制法の改正を踏まえ、安全対策の対応を進めてまいりたいと考えます。</p>

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
14	<p>111 ページ NO94 緊急輸送ネットワークの整備 ① 現在、”市緊急輸送ネットワーク”として南北の『緑中央通り』が指定されているが、『緑中央通り』は北大通りを境にしてクランク状になっており、加えて北大通り以北は狭隘なため緊急道路には全く不適であります。また現在の南北のネットワークが市の中部・西部に偏在（新小金井街道、小金井街道、緑中央通り）している為、東小金井地域を南北にカバーし、且つ小金井公園（大規模救出救助活動拠点/広域避難所）と都立武蔵野公園（広域避難所）繋ぐ『東大通り』を緊急輸送ネットワーク（緊急道路は優先的に沿道建築物の耐震化、無電柱化が推進される）”に指定することが強靱化の効果を高めるものと考えます。更に災害対策には近隣の市との協力関係（広域対応）が不可欠であり、これら二つの観点から三鷹市/調布市/府中市と繋ぐ『東八道路』への延伸（小金井 3・4・11 号線計画）の必要性は自明の事柄と考えます。</p> <p>②また東大通りの北大通りから JR 中央線までの拡幅工事(東京都所管)は未だに 完了しておらず、平時（通勤、通学等）の交通リスク軽減を図る為にも早期完工に向け小金井市の行政力・熱意を傾注願いたい。</p>	<p>都市計画道路は、東京都と特別区及び26市2町が連携しておおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、この計画に基づき事業の推進に努めております。</p> <p>小金井市域では、現行の第四次事業化計画において、平成28年度から平成37年度（令和7年度）に優先的に整備すべき路線（優先整備路線）として、小金井都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線の2路線が選定されております。</p> <p>道路整備につきましては、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全の状況を多角的に踏まえ、必要な整備を計画的に進めます。</p> <p>市緊急輸送ネットワークにつきましては、緑中央通りは市の中央部に位置し、南北に渡る比較的幅員のある市道として、市で指定している道路になります。東大通りを緊急輸送道路へ指定することについては、当該道路が都道であるため本市により指定することは出来かねる道路です。今後、道路の整備状況に応じ、東京都と協議の上、検討を図ってまいります。</p>

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
15	<p>「本市は、東京都のほぼ中央、武蔵野台地の南西部にあり、」について。隣接市の国分寺市国土強靱化地域計画案では「市は、武蔵野台地の西端部（略）に位置する」とし、その後「武蔵野台地の南縁部」に修正されています。小金井市も国分寺市も武蔵野台地全域からすると同様に位置するものと思えます。とはいえ「武蔵野台地の南西部」「武蔵野台地の西端部」「武蔵野台地の南縁部」などと認識が異なることに疑問があります。つきましては武蔵野台地の範囲をお示してください。（武蔵野台地がどのような範囲なのかは、標記計画の前提として重要な事項だと考えております）なお、学会によって武蔵野台地の範囲は異なっており、地理学会などの「国分寺崖線より北側の武蔵野面を武蔵野台地」とする（狭義の）見解があるいっぽうで、地盤学会などでは「浅川流域北側までを武蔵野台地」としたり、さらに「多摩丘陵（高尾山麓から神奈川県境）を武蔵野台地に含める」などの（広義の）見解もあるようですので、念のため申し添えておきます。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくご対応くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>御意見をいただいた4頁の該当箇所につきましては、御指摘のとおり本市が武蔵野台地のどの方位に位置するかは主観による部分があるため、「本市は、東京都のほぼ中央、武蔵野面及び立川面の上にある」と修正します。</p>